

# C1000 情報セキュリティ基本方針

国立大学法人 島根大学

#### C1000-01 （情報システムの目的）

**第1条** 国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の理念として制定された島根大学憲章として挙げられている

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成
2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進
3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進
4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進
5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

を実現するため、本学すべての教育・研究・診療活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

#### C1000-02 （運用の基本方針）

**第2条** 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める「情報セキュリティ基本規程」により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

#### C1000-03 （利用者の義務）

**第3条** 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び情報セキュリティ基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する「情報セキュリティ対策基準」を遵守しなければならない。

#### C1000-04 （罰則）

**第4条** 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限はそれぞれの規定に定めることができることとし、罰則については「国立大学法人島根大学職員懲戒規程」「島根大学学生懲戒規程」及び「役員服務規程」に基づくものとする。